

各感染症の登園基準

《治癒証明書の必要な疾患》

病名	登園基準
百日咳	特有の咳が消失したとき、又は5日間の抗生物質による治療が終了するまで
はしか（麻疹）	発疹に伴う熱が下がった後、3日を経過し元気が良いとき
おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	顎下腺・舌下腺・耳下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良いこと
三日はしか（風疹）	発疹が消失したとき
水ぼうそう（水痘）	全ての発疹が痂疹（かさぶた）になったとき
プール熱（咽頭結膜熱）	解熱し、主要症状がなくなった後、2日を経過してから
流行性角結膜炎	治癒するまで
急性出血性結膜炎	治癒するまで
溶連菌感染症	有効治療を始めてから2～3日たって

《治癒証明書の必要のない疾患》

病名	登園基準
インフルエンザ	発症日を0日として5日が経過し、かつ解熱日を0日として3日を経過するまで登園停止
ヘルパンギーナ	解熱し、普段の食事がとれること
手足口病	解熱し、普段の食事がとれること
りんご病（伝染性紅班）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
マイコプラズマ肺炎 （うつる肺炎）	発熱や激しい咳が治まっていること と認めたとき
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化してから
とびひ（伝染性膿痂疹）	他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき（ガーゼで創部を覆うこと）
水いぼ（伝染性軟属腫）	登園可能（プールに関しては注意事項あり）
RSウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、 いずれも菌陰性が確認されたもの